

町字より下位のデータ整備の方針について

2026年2月

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背景：

アドレス・ベース・レジストリにおける町字より下位の情報（街区符号・住居番号・地番）については、住居表示情報と地番情報を地図上で重ね合わせることで行政運営の効率化や、その先の国民の利便性向上を図ることが可能である一方、


- ・街区符号・住居番号については、紙台帳での管理が主流であること
- ・地番については、公共座標の整備が限定的であること

等の実情も踏まえ、対応を検討することとされた。

時を同じくして、地方公共団体が行う「住居表示」業務については、地方公共団体からの要望も踏まえ、デジタル行財政改革会議から、デジタル庁・総務省に対し、国によるシステムの「共通化」の検討の指示が来ているところ。

本日議論いただきたい課題：

双方の検討の動きも踏まえ、街区符号・住居番号・地番に係るデータ整備の方向性について、議論いただきたい。



地図を介した住居表示情報と 地番情報の紐づけによる 行政運営の効率化について

アドレス（住所・所在地）の階層構造

住居表示を実施している

東京都 千代田区 霞が関二丁目 1番 6号

都道府県

市区町村

町字

街区符号

住居番号

自治体（市区町村）が更新

自治体（市区町村）が付番

住居表示を実施していない

石川県 加賀市 大聖寺南町二 4 1番地

都道府県

市区町村

町字

地番

自治体（市区町村）が更新

法務局が付番

【根拠法令】

町字

地方自治法

地番

不動産登記法

街区符号

住居番号

住居表示に関する法律

住居表示情報と地番情報の紐づけに必要な対応策

- 住居表示情報と地番を地図上で重ね合わせる上では、データに応じた対応の検討が必要。
- ①住居表示台帳の多くは紙で管理されており、データ化されていないこと、②地番（公共座標）に関し、最新性を確保したデータが必要であること、③地番（任意座標）のデータがそもそも必要であることから、他のベース・レジストリと同様に、データを保有する機関のインセンティブも踏まえ、費用対効果も踏まえながら検討する必要がある。

データ	対応策	
街区符号・住居番号 (位置情報)	紙の自治体	台帳電子化
	システム導入済自治体	データ抽出 (データ連携要件の策定)
地番 (位置情報)	公共座標	行政機関で利用可能な データの整備
	任意座標	地図への落とし込み (代替地図の選定)

住所・所在地情報管理システムの 「共通化」について

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の実績を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政



【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底



【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用の
推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

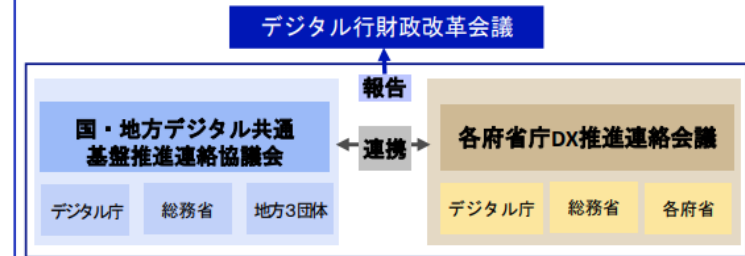
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）
 - ・ 国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
 - ・ デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

住所・所在地情報管理システムの共通化検討

2025年8月7日
国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議
会ワーキングチーム（第7回）資料1

共通化候補（令和7年度選定分）案

- ・ 基本方針に規定する3つの「当面の具体的視点」を踏まえ、当面の共通化の検討対象候補を以下のとおりとしてはどうか。
- ・ これらについて検討を進め、共通化候補（令和7年度選定分）となった業務システムの所管府省庁は、令和8年3月までに、実現可能性調査等を行い、共通化推進方針案を作成し、国地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に協議をすることを原則としてはどうか。

（※令和7年度中にサービスインを求めるものではないため留意が必要）

I. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

- ① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁（総務省）> 【分権提案】
- ② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省> 【府省庁からの提案】
- ③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省> 【分権提案】

II. デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

- ④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省> 【分権提案】
- ⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）> 【分権提案】
- ⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）> 【分権提案】
- ⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）> 【分権提案】

III. デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

(1) クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

- ⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁（総務省）> 【分権提案】
- ⑨ 決算統計業務システム<総務省> 【提案募集(R6)】
- ⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省（こども家庭庁）> 【分権提案】

(2) システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

- ⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム<デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）> 【共通化候補（R6選定分）】
- ⑫ 奨学給付金申請システム<文部科学省（デジタル庁）> 【分権提案】

8. 住所・所在地情報管理システム

(1) 制度所管府省庁 デジタル庁（総務省）

(2) 選定の理由

住所・所在地情報は、郵便物の円滑な配達や防災活動の迅速な対応など、公共サービスの基盤として重要な役割を果たしているが、町字より下位の情報については、不動産登記法に基づく地番を用いる場合と、住居表示法に基づく街区符号及び住居番号（以下「住居番号等」という。）を付番する場合が存在しており、地番は法務省、住居番号等は市区町村が管理している。現在、民間事業者を中心として、官民の様々な主体が、法務省及び市区町村から個別に住所・所在地情報を収集し、自らのデータベースの整備を行っているため、社会全体での整備・更新コストや情報を提供する法務省・市区町村の事務負担が重複していることに加え、データ互換性の欠如といった問題が生じている。そのため、デジタル庁を中心として、行政機関間の情報連携や民間事業者を含めたデータの利活用を推進するため、「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、アドレス・ベース・レジストリの整備を進めており、現在、整備が進んでいる町字のデータだけでなく、地番及び住居番号等について、ID体系や表記揺れの是正を含めた整備の在り方に関する方策を検討している。今後、仮に、デジタル庁が市区町村の管理している住居番号等をメール等により職員から情報収集すれば、市区町村の業務負担が大きくなることが懸念される。こうしたことを回避するためには、例えば、デジタル庁が管理するアドレス・ベース・レジストリの機能として、市区町村が住居表示業務を実施することができる共通のシステムを整備することにより、市区町村職員が住居表示業務を実施すると同時にアドレス・ベース・レジストリに住居番号等のデータが自動で蓄積される仕組みを構築することができる。これにより、市区町村職員の負担を増やさずに、社会全体でのコストを最小化しながら、データの利活用が可能となることが期待される。住所・所在地情報は、今後、アドレス・ベース・レジストリとして国が一元的に整備・提供を行う予定であるところ、市区町村が個別にシステムを構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、住所・所在地情報管理システムを共通化の対象候補とする。〈参考〉令和7年地方分権提案（管理番号 363）

(3) 依頼事項

デジタル庁及び総務省は、デジタル庁及び法務省にて整備を進める不動産ベース・レジストリの動きとも連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。その際、多くの市区町村において住居番号等を管理するための住居表示台帳が紙管理となっていることを踏まえ、アドレス・ベース・レジストリに効率的にデータを蓄積できる仕組みの構築を念頭に置きながら、共通化を進めるための調整コストにも留意の上、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討されたい。検討状況については、令和7年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

(参考) 令和7年 地方からの提案

管理番号	提案区分		重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例(提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等(支障の原因となっている規定等)	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉	
	区分	分野											団体名	支障事例
363	B 地方に対する規制緩和	11.総務	〇(デジタル化(4))	住居表示業務・システムの共通化	住居表示業務について、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、住居表示台帳及び住居表示に係る事務のシステムの共通化を求める。	当市では紙ベースの住居表示台帳に基づいて住居表示業務を行っている。住居表示の実施から30年以上経過した地域が多く存在しているため、街区内に新しい道路が整備された場合など、実施当時に作成した台帳と現況が異なるケースが多く発生しており、確認に時間を要したり、建築位置の誤認による住居番号の設定ミスが発生したりしている。さらに、紙ベースによる管理であるため天災等により台帳が滅失するリスクがある。住居表示に係る行政側の事務負担としては、台帳の更新作業及び通知作業において、住居表示台帳の閲覧や交付申請があった場合に備え、アナログで個人情報を除く作業を行う必要があるなど、令和6年度には年間6,905時間程度の事務負担が生じている。また、住居表示台帳に基づく証明書の交付にあたっては、窓口での交付かもしくは紙の証明書を郵送しており、未庁する負担や郵送料、交付までの時間など、申請者にとって不都合な状況となっているほか、行政側では令和6年度には年間318時間程度の事務負担が生じている。その他、民間事業者等から台帳の写しを求められた際には、紙ベースでの提供であるため、民間事業者等においてそれぞれデータへと加工する作業も発生している。	—	国が住居表示台帳にかかるシステムの共通化を主導することで災害等による滅失リスクを回避するとともに台帳の更新作業及び通知作業について、行政側の効率化が図られることで、通知タイミングの早期化にも繋がるなど市民サービスの向上が見込めると考える。また、台帳を電子図面化することで、現在国が推進しているアドレス・ベース・レジストリとの連携等により幅広い主体の利便性向上に資すると考える。アドレス・ベース・レジストリにおいては現状、地図検索機能や地番と住居番号を証明する機能等は実装されないため、引き続き自治体が行う住居表示業務において提供するものと認識しているが、全自治体の住居表示台帳が共通システムにより電子化されれば、台帳の閲覧等についてはシステム上で閲覧することも見込めるため、閲覧等に係る事務が不要となるほか、証明書の交付事務についても効率化が図られ、閲覧者等及び行政側の負担が軽減できる。さらに民間事業者等に対しては加工が容易なデータを提供することも可能になると考える。	住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)	デジタル庁、総務省	仙台市、札幌市、石巻市、塩竈市、栗原市、大崎市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市	—	花巻市、長崎市、熊本市	〇当市においても提案団体と同様の支障が生じており、紙ベースの台帳であることから、台帳への追記・修正等の手間や情報公開対応等の事務の効率性が悪く、また、台帳の経年劣化により今後の業務に支障が出る想定であり、災害等の滅失の恐れがある。〇当市も紙で住居表示台帳を管理しているため、製図が担当者に委ねられており、災害等で紙の台帳を滅失した場合、復元が困難となるなどの課題がある。行政のデジタル化を推進するためにも補助金等があれば、台帳の電子化について再度検討をすることができる。※過去に当市では住居表示台帳の電子化をするために予算要望をしたものの費用が多額になるため、予算化に至りませんでした。〇電子化されていない自治体が多い事務であり、各市等で同様の事務が行われているため、システムの共通化は必要と思考される。

住所・所在地情報管理システムに係る検討状況（中間報告）

1. 概要

共通化の選定候補として「住所・所在地情報管理システム」が選定されている理由は、国がアドレス・ベース・レジストリの整備を進めているところ、市区町村が住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づき管理する街区符号・住居番号等の情報については、アドレス・ベース・レジストリを構成する重要な情報であるからである。具体的には、本取組を推進する結果として、現在紙で住居表示台帳を管理する多くの市区町村において台帳の電子化が進み、結果として、他の行政機関や民間事業者が必要とするデータが整備され、当該データを活用する他の行政機関における行政運営の簡素化や民間事業者の業務の処理における利便性の向上が図られるものであるからである。そのため、目指すべきは、「システムを共通化すること」それ自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることとし、既に一部の地方公共団体が利用している既存システムの標準化や利用促進、それらのシステムとの連携を含めて、現時点では対応策を一つに限定することなく、対応を検討することとする。まずは、国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた業務検証を実施することとし、その結果を踏まえ、改めて、共通化を進めることの是非を含めた対応方針を策定することとしたい

2. 検討経緯

2025年8月～ 地方公共団体に対する個別ヒアリングの実施

※業務実態や利用システムの現状把握のため、システム化済／未実施双方の合計30団体に実施。

2025年12月～ アンケート調査の実施

※業務実態把握／政策効果算出のため、住居表示を実施する全団体に発出

3. 今後の予定

2026年2月 協力いただく地方公共団体の公募

2026年3月 協力いただく地方公共団体の決定

2026年4月～ パイロットシステム開発／紙台帳電子化事業開始

2027年4月～ 業務検証

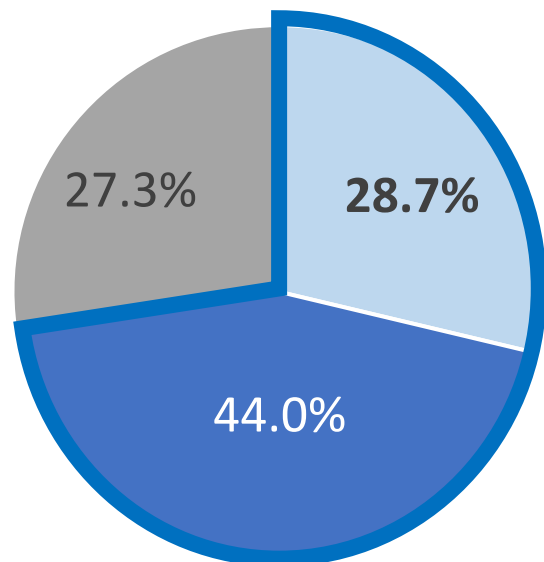
2027年6月 対応方針の策定

地方公共団体における業務実態調査 ① 概況

- 住居表示台帳の電子化未実施団体の割合は約7割
- 電子化未実施の団体のうち、約9割が庁内他部署からの情報照会対応等を実施
- 電子化未実施の団体のうち、約8割が情報公開請求に対応。年平均約11件、1件あたり最大16.4時間

住居表示台帳システム化
未実施率

72.7%



- システム化未実施（ExcelやIllustratorを使用）
- システム化未実施（紙のみ）
- システム化済（独自構築、またはパッケージ製品導入）

他課からの問い合わせを受けている自治体の割合

88.5%

対象：2024年度問い合わせ実績あり307団体/住居表示実施済み477団体のうちシステム未実施自治体347団体

照会元部署※
住民課（住民基本台帳担当課）
固定資産税課（家屋担当）
ごみ収集センター・水道局（新築把握）
※部署名は各自治体ヒアリング結果に基づく

【調査概要】

調査時期：2025年12月～2026年1月
調査対象：全国の地方自治体（市区町村）のうち住居表示実施自治体566団体
有効回答数：477団体/566団体（回収率84.2%）

住居表示台帳に関わる
情報公開対応の割合

82.1%

年間平均対応件数

11.2件

情報公開請求対応に
要する時間の平均時間

16.4時間

【調査概要】

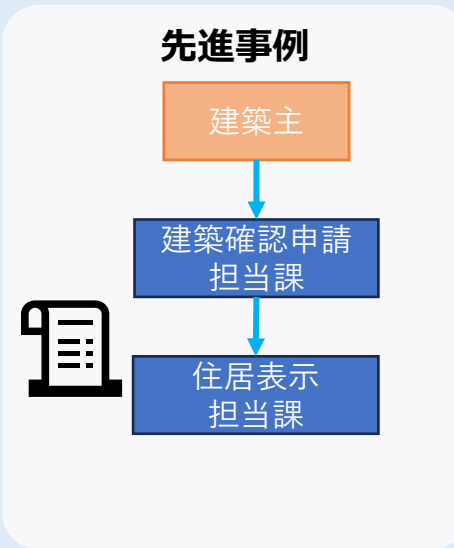
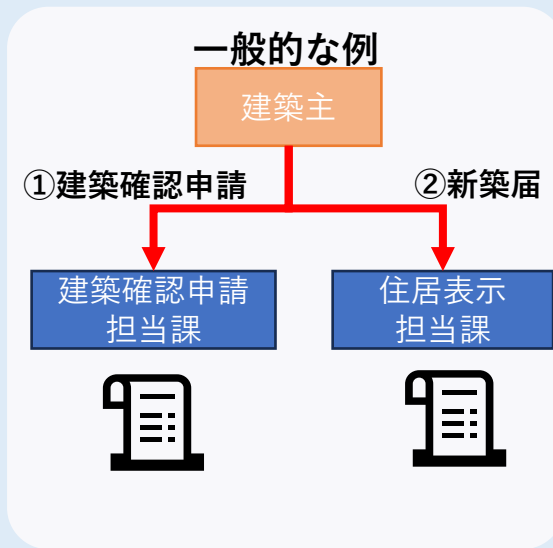
割合：2024年度情報公開実績あり285団体/住居表示実施済み477団体のうちシステム未実施自治体347団体
件数：2024年度情報公開実績あり285団体の平均対応件数（年間）

地方公共団体における業務実態調査 ② ベストプラクティス

- 地番の位置情報の活用や、建築確認申請との連携等、データの活用に関する先進事例が存在
- 一方で、建物の滅失の捕捉には各団体ともに、苦勞しながら対応している状況
- 近年、様々な交付金（半額国庫補助等）を活用し、台帳の電子化や庁内でのデータ連携に取り組む自治体が増えている。

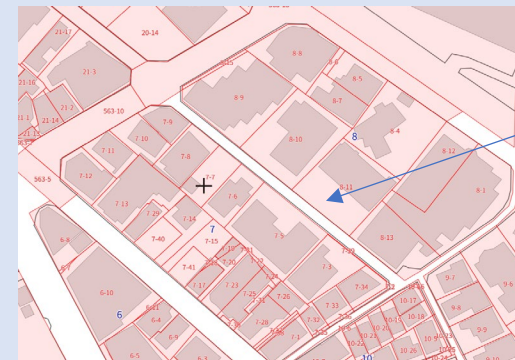
建築確認申請との連携

- 新築届出ではなく、**建築確認申請情報**を活用し、住居番号の付定対象となる建物を確実に捕捉。



地番情報の活用

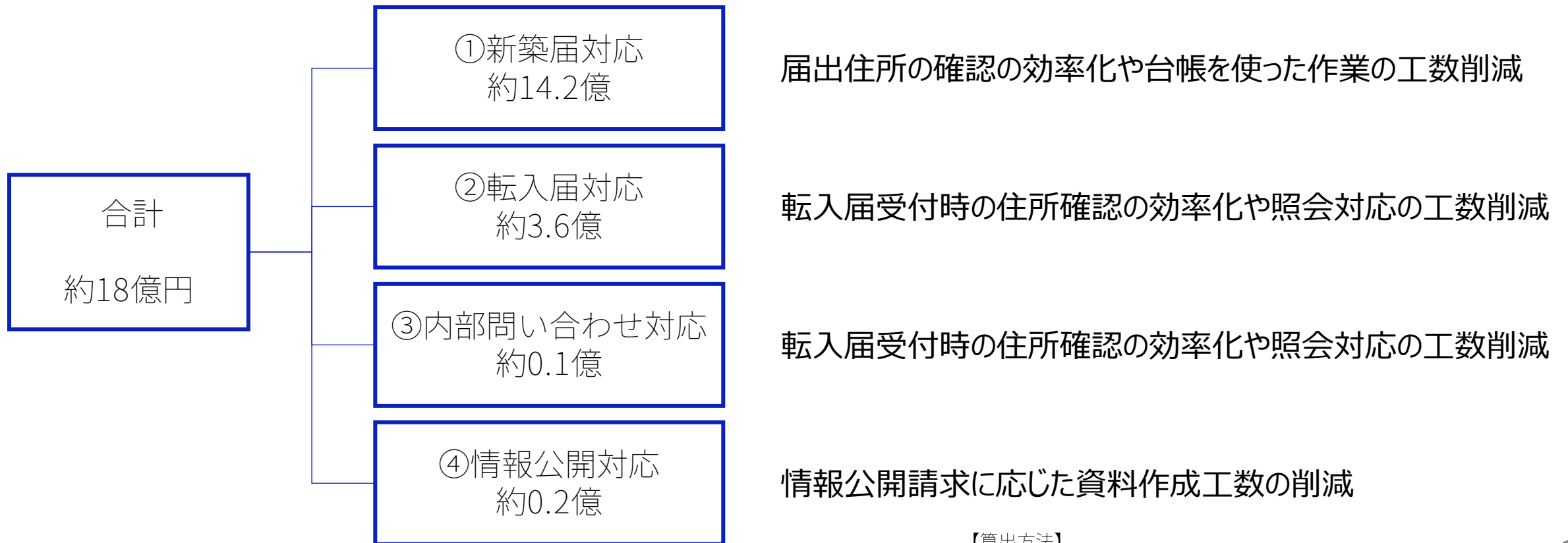
- **団体内で保有する地番の位置情報**を活用し、新築届出に記載の地番から、住居番号の付定対象の建物の場所を迅速に捕捉



新築届出に記載された地番を入力すると、住居番号の付定対象の建物の場所をシステム上、自動表示

地方公共団体における業務実態調査 ③ システム化による政策効果

- 電子化未実施団体がシステム化した場合の住居表示業務実施部署における効率化の効果は合計年約18億円
- 住居表示台帳のデータを活用することによる庁内他部署の効率化や、他の行政機関や民間事業者含めた政策効果も今後算出



【算出方法】

自治体の業務効率化効果 = 各業務の削減工数 × 職員人件費単価

参考 積算詳細

地方公共団体における業務実態調査詳細

【調査概要】

調査時期：2025年12月～2026年1月
 調査対象：全国の地方自治体（市区町村）のうち住居表示実施自治体566団体
 有効回答数：477団体/566団体（回収率84.8%）

詳細データ表

1. 住居表示台帳システム化実施/未実施（回答 477団体 ※ 3団体未回答）

システム化実施状況	回答数	割合(%)
①システム化済（独自構築、またはパッケージ製品導入）	130	27.3%
②システム化未実施（ExcelやIllustratorを使用）	137	28.7%
③システム化未実施（紙のみ）	210	44.0%
②+③システム化未実施	347	72.7%
①+②+③合計	477	100.0%

2. 問い合わせ・対応の詳細（システム化未実施の自治体347団体）

住居表示台帳の問い合わせ・利用実績（2024年度）	回答数	割合(%)
①他課からの問合せを受けていない自治体	40	11.5%
②他課からの問合せを受けている自治体	307	88.5%
①+②合計	347	100.0%

3. 情報公開対応（システム化未実施の自治体347団体）

住居表示台帳に関わる情報公開対応実績（2024年度）	回答数	割合(%)
①情報公開請求が1件以上あった自治体	285	82.1%
②情報公開請求が0または未記入の自治体	62	17.9%
①+②合計	347	100.0%

最も作業時間を要した情報公開請求対応に要する時間の平均時間 16.4時間

システム化による政策効果

【算出方法】

自治体の業務効率化効果 = 各業務の削減工数 × 職員人件費単価
 として下記の通り算出

【効果の内訳（年間）】合計 約18億円

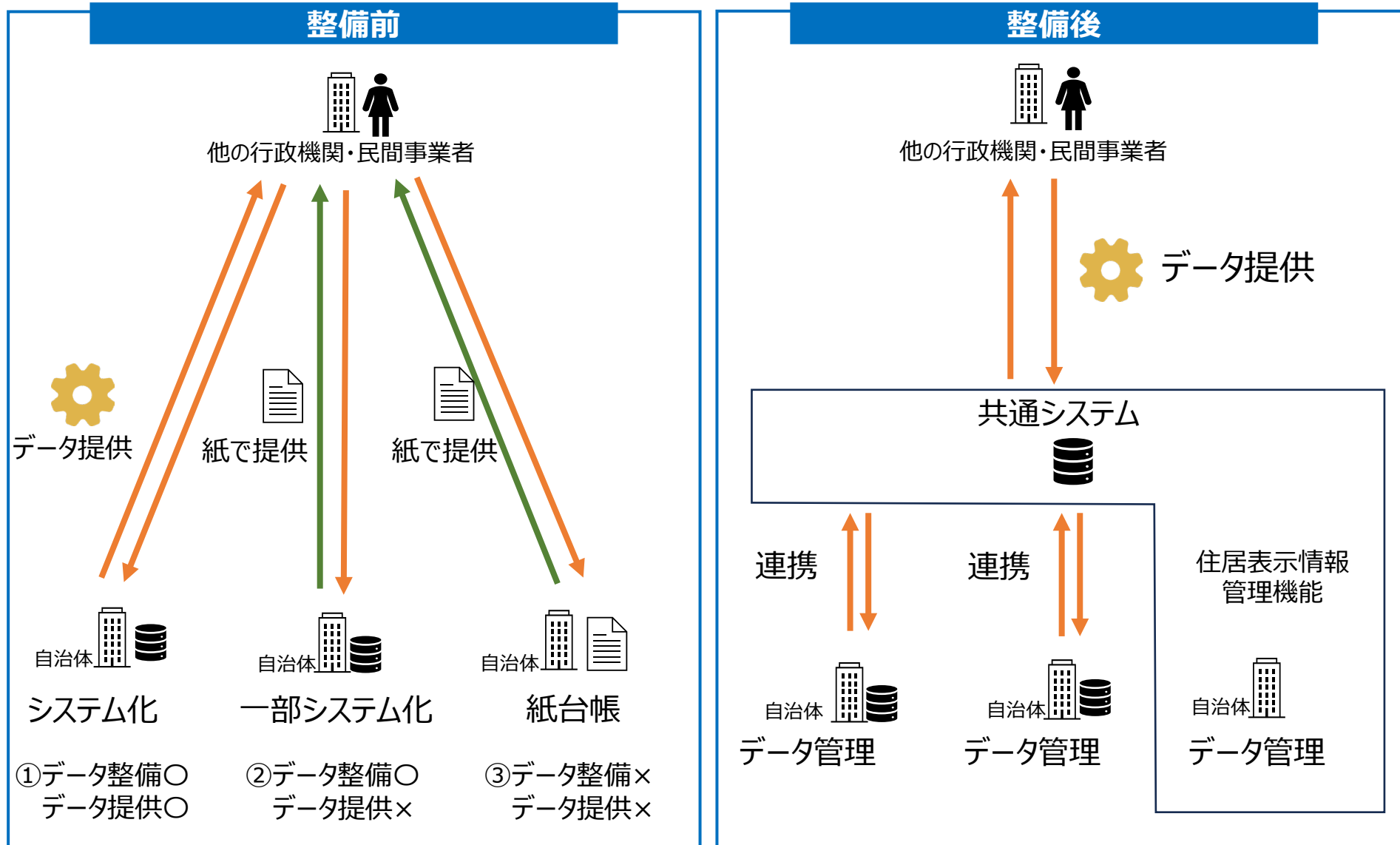
項目	削減時間 /件	年間処理件数 (想定)	年間削減工数	政策効果額	主な効率化内容
①新築届対応	120分	284,000	約57万時間	約14億円	台帳検索・登録作業の簡易化
②転入届対応	30分	284,000	約14万時間	約3.6億円	住所確認の効率化・迅速化、照会対応削減
③内部問合せ	30分	5,920	約0.3万時間	約0.1億円	住所確認の効率化・迅速化、検索時間削減
④情報公開	180分	2,320	約0.7万時間	約0.2億円	資料作成・個人情報など黒塗り作業の効率化

【前提条件】

対象：住居表示台帳のシステム化未実施の全国約400自治体が導入したと想定して算出
 人件費単価：2,500円/時間（自治体職員の標準時給）
 処理件数：自治体規模別の実態調査に基づく年間処理件数を使用（下記）

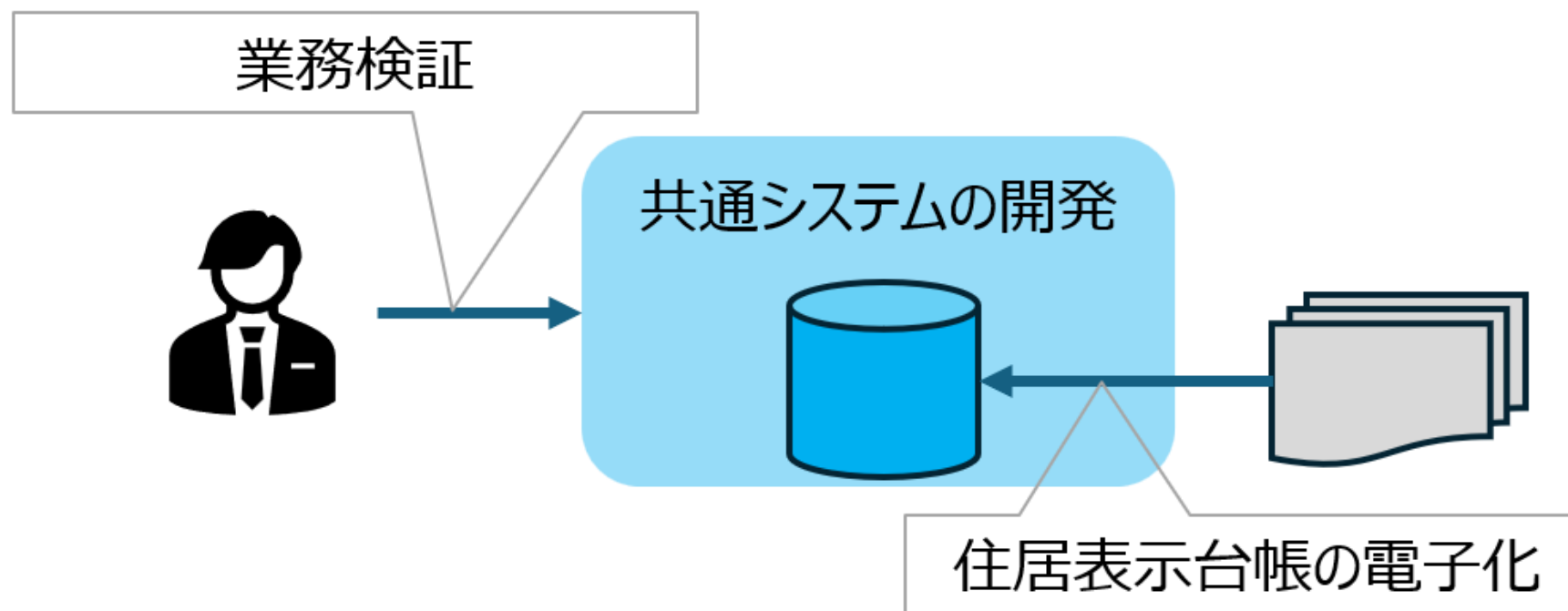
規模	新築届	転入届	他課からの問い合わせ	情報公開	人口規模（想定）	団体数（想定）
小規模	～200件	～200件	～5件	～5件	～10万人	240
中規模	～700件	～700件	～20件	～20件	10～30万人	120
準大規模	～2,000件	～2,000件	～40件	～30件	30～70万人	28
大規模	～8,000件	～8,000件	～100件	～50件	70万人以上	12

共通システムを整備した場合のイメージ



実証事業の全体像

- デジタル行財政改革会議における検討事項である「国による共通システム」の整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた業務検証を実施。



実装 イメージ

- 地方公共団体で管理する地番情報、住居表示情報、航空写真をシステム上で重ね合わせることで、住居表示業務だけでなく、用地取得、水道事業等、様々な事務を効率的に実施することが可能となる可能性。

地番情報と住居表示情報を重ね合わせる例



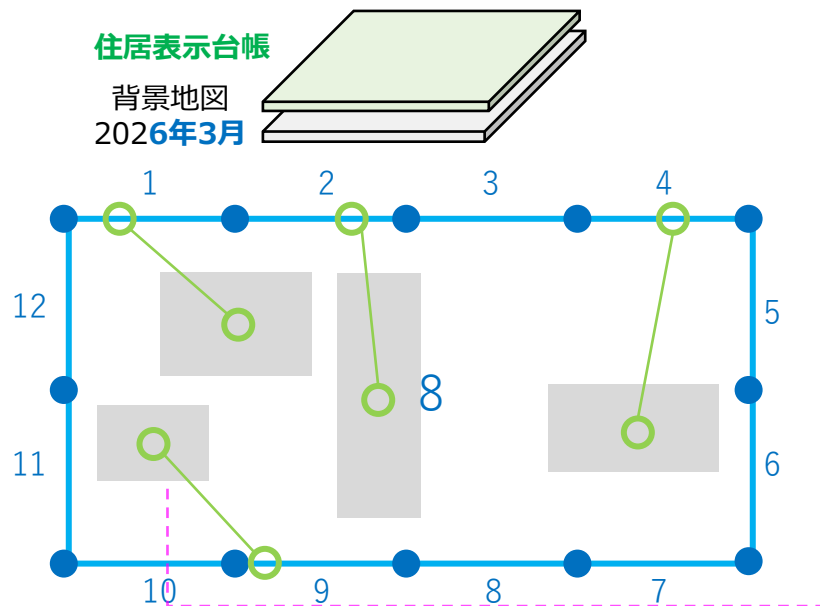
地番情報・住居表示情報・航空写真を重ね合わせる例



【参考】システム化によるデータ品質向上の可能性

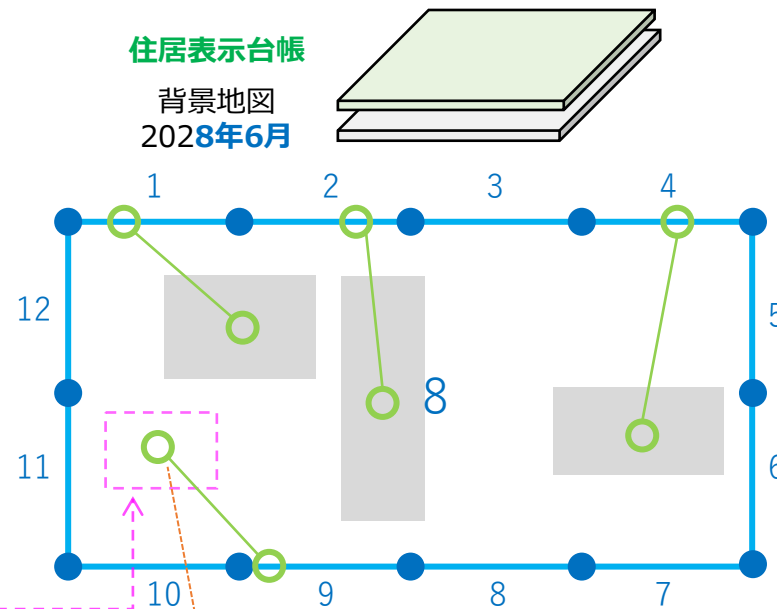
- 住居番号を付定した建物位置の情報と、背景地図（地理院地図や自治体保有の都市計画基本図）の建物データをGISで利用することで、建物の滅失※を検出できる可能性。
※建物等の滅失があった場合でも、所有者等からは必ずしも住居番号の廃止の申し出があるわけではない

背景地図 更新前



建物が滅失

背景地図 更新後



建物代表点の周りに建物ポリゴンがない場合に、アラートを出す機能を活用し、建物の滅失を捕捉することが可能となる可能性

本日議論いただきたいポイント

地図を介した住居表示情報と地番情報の紐づきの対応について

- 地方公共団体が保有するデータで活用できるものはあるか。

住所データの品質向上について

- 建築確認申請等との連携による新規の建物の捕捉や、航空写真等との連携による滅失建物の捕捉等、電子化することで、住居表示台帳のデータの品質も向上可能なのではないか。

→ いずれにしろ、まず、地方公共団体内の住居表示関連の業務効率化を追求し、その結果、整備されるデータを活用する他の行政機関や民間事業者の効率化を図る、という順番で進めていくのではないか。